

税務面からみたマイナンバー制度 とその対応について

税理士 袖山喜久造

SKJ総合税理士事務所
千代田区神田淡路町1-3-1トーハン淡路町ビル4階
☎03-3525-4688(代表)
EMAIL: sodeyama@tax-wave.com
HP: <http://tax-wave.com/>

【個人番号の通知】

通知カード

個人番号

氏名

住所

生年月日

性別 発行年月日 住所(市町村)長名

氏名 番号 花子 個人番号カード

住所 △△県○○市□□町1-1-1

生年月日 平成○年□月△日 性別 女

20XX年X月X日まで有効
マイナンバー 1234

サインパネル領域



個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

生年月日 平成○年□月△日

●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
●XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

連絡先:XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



マイナンバーは、平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所に送られる「通知カード」で通知される予定です。

個人番号カードの交付
原則:本人が市区町村の窓口に出向く
本人確認を行う必要
交付手数料については今後検討。

個人番号カードの発行
時期:平成28年1月以降
個人番号カードの交付の際は、通知カードを返納

個人番号カードの形態
ICチップ付きカード
表面:氏名・住所・生年月日・顔写真
裏面:マイナンバー(個人番号)が記載

公的な身分証明書として利用可能
(裏面のマイナンバーの書き写しやコピーは禁ずる)

【社会保障・税番号への対応】

(1) 番号の指定と通知

➤ 個人番号

市町村長が、個人に住民票コードを変換して得られる個人番号を指定して通知

➤ 法人番号

国税庁長官が、法人等に会社法人番号を基礎とした法人番号を指定して通知
→広く一般に公開され様々な用途で利用可能

(2) 税分野での利用

税務当局に提出する納税申告書、法定調書等の税務関係書類に提出者や法定調書の対象となる金銭の支払い等を受ける者などに係る番号を記載。

➤ 納税申告書

- ・ 所得税・消費税 平成28年分の申告書から
- ・ 法人税・消費税 平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から

➤ 法定調書

平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから

➤ 申請書・届出書等

平成28年1月以降に提出するものから

【社会保障・税番号への対応】

(3) 番号制度導入によるメリット

➤ 所得把握の適正化・効率化

法定調書の名寄せや申告書との突合が正確かつ効率的に

➤ 納税者の利便性の向上

・ 添付書類の省略

住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る確定申告時などにおける住民票の添付省略

・ 源泉徴収票・支払報告書の提出先の一元化（電子的提出）

給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、オンラインでの電子的提出先を一元化

・ マイポータルを活用した情報提供

自己の過去の納税申告や納付履歴情報、確定申告時の有用情報が閲覧可能

(4) 今後の期待できる活用分野（今後の検討課題）

・ 各種所得控除の自動計算

社会保険料控除、ローン控除、医療費控除などの控除額を自動連携など

・ 資産課税の効率化

土地・建物の登記情報への番号付与により固定資産税や贈与・相続申告時の利便性向上など

・ 金融資産の管理効率化

預金口座への番号付与により、マネーロンダリング対策、預金保険等の名寄せ、激甚災害時の民間事務を含めた活用など

【税務行政における課題と方向性】

検討すべき課題

社会経済情勢の変化
・クロスボーダー取引
ネット取引の増大
・複雑困難事案の増加

消費税率引き上げ
相続税課税対象拡大
滞納額の増加

国税庁等の定員事情
公務員全体の定員が
減少

ハイリスク分野への
投下事務量を増加させる必要

実地調査を中心にした
コンプライアンス維持の限界

方向性

共通番号制度による資料情報分析機能の向上
(法定調書など情報収集権限の充実)

番号導入効果を最大限享受できる
運営・制度への転換

納税者のコンプライアンス度に応じた執行
(税務コンプライアンスを計り運営)

調査頻度を勘案し、最適事務量の
投下

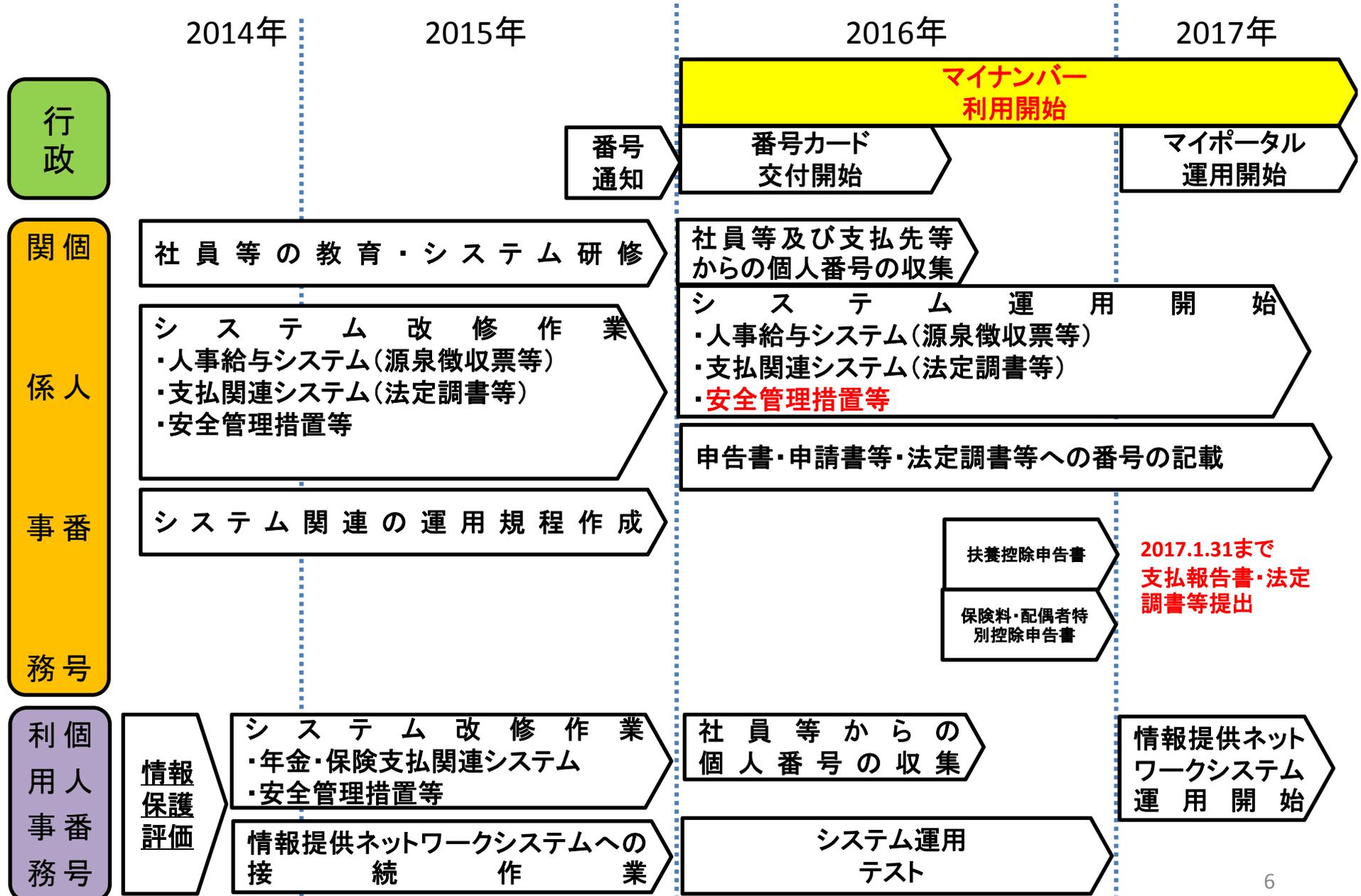
ハイリスク分野・複雑困難事案への重点的調査
の実施

人的資源の投入の増大により、
適正公平な課税を実現

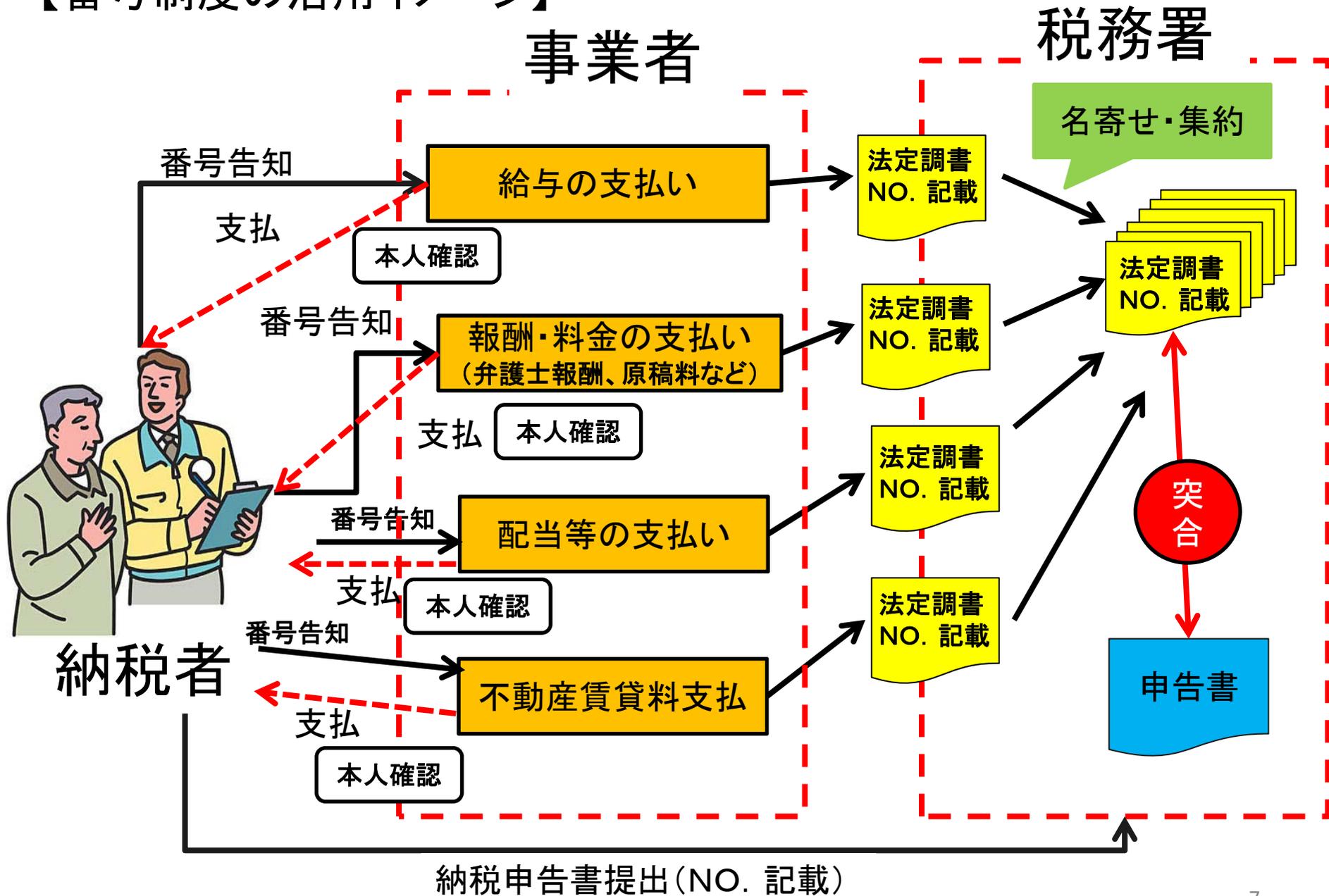
自発的な適正申告を確保するための方策
(番号制度によるけん制効果)

適正申告増加により調査事務量が
減少する

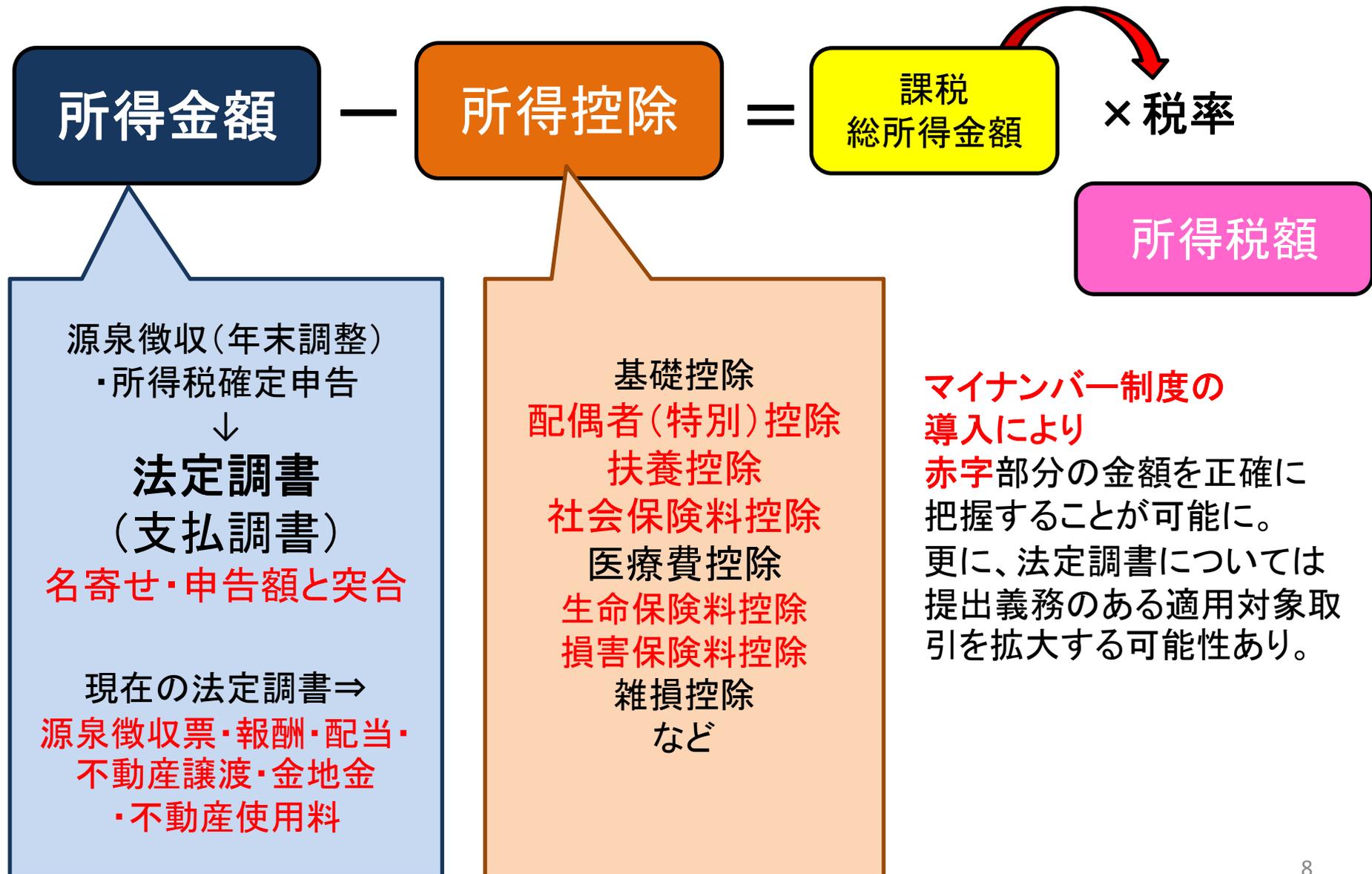
【マイナンバー対応スケジュール】



【番号制度の活用イメージ】



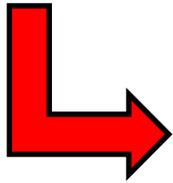
【税金(所得税)の計算の方法】



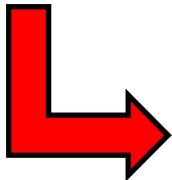
【本人確認】

本人確認の方法(原則)

- ・個人カードのコピー
- ・通知カードと身元確認書類(運転免許証等)
- ・住民票の写し等と身元確認書類(運転免許証等)



個人番号の提供を行う者と雇用関係にある場合、
明らかに本人であると確信される場合は、身元確認書類は要しない
(施行規則3⑤)



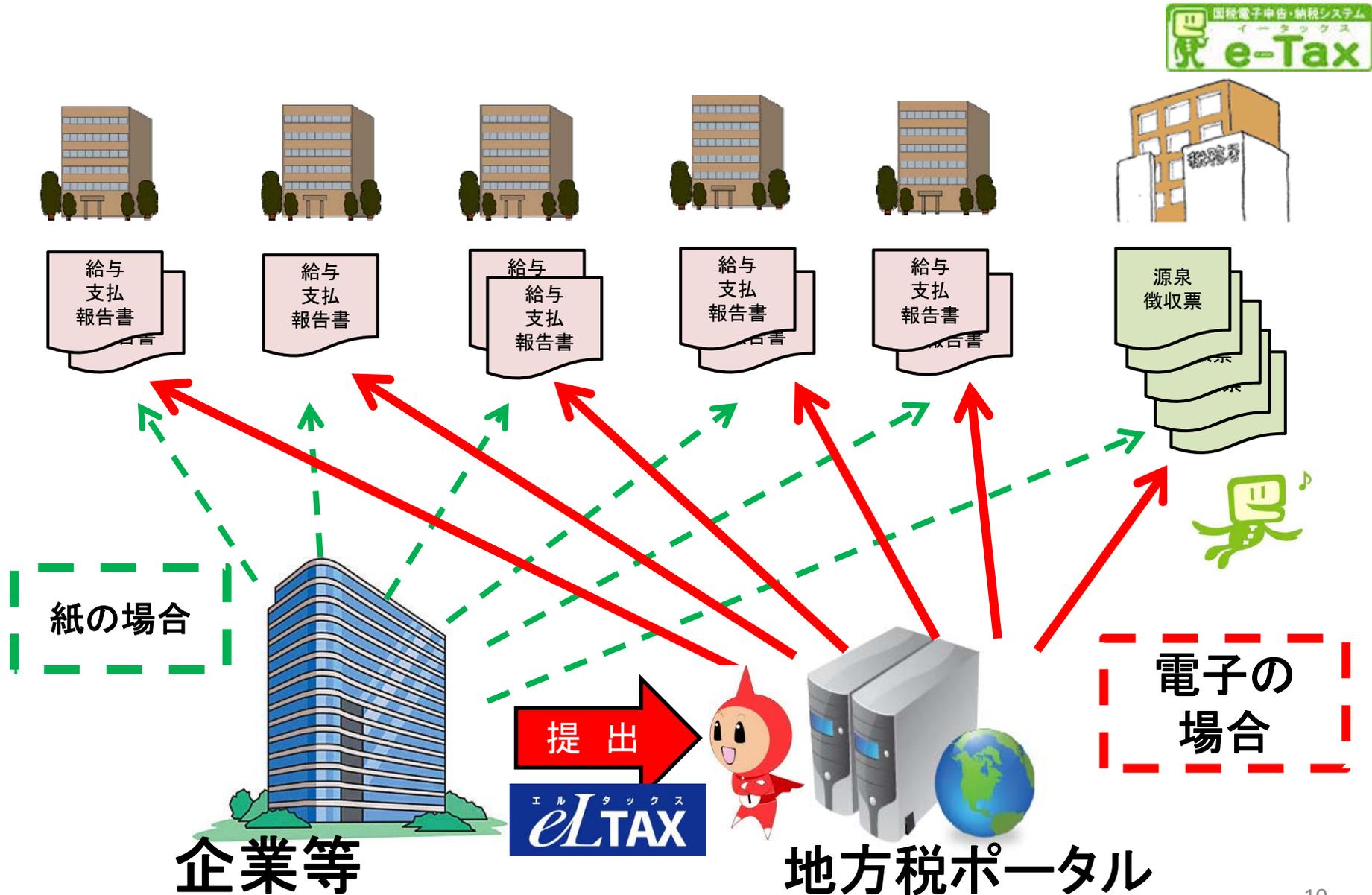
上記方法がすべて困難な場合、

- ・地方公共団体情報システム機構へ確認(個人番号利用事務実施者)
- ・住民基本台帳の確認(市町村長)
- ・過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

Q4-3-4 本人確認は、マイナンバー(個人番号)の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

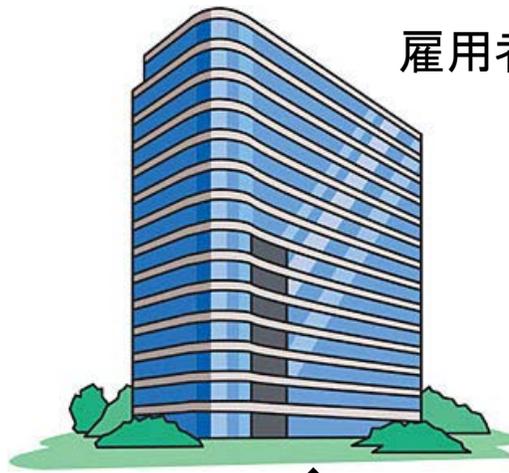
A4-3-4 マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。(2014年7月回答)

【給与支払報告書と源泉徴収票の一元化】



【扶養控除等申告書の提出】

提出は平成28年分扶養控除申告書から



雇用者

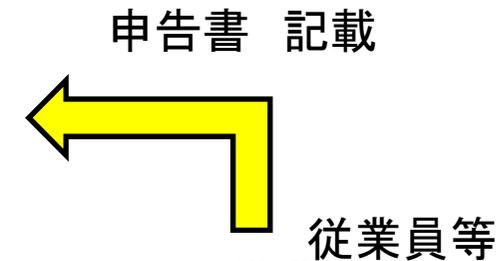
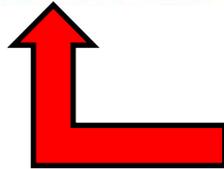
扶養控除等申告書

申告者 マイナンバー

配偶者 マイナンバー

扶養対象者 マイナンバー

提出



【本人確認】

- 個人番号カード又は通知カード等の提示またはコピーの提出

本人及び家族等の個人番号を収集する必要があります



NO. 通知



NO. 通知



従業員等でも他人のナンバーを扱うため、「個人番号関係事務実施者」となる

【法定調書の提出】

①所得税法に規定するもの

1 給与所得の源泉徴収票 2 退職所得の源泉徴収票 3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 4 不動産の使用料等の支払調書 5 不動産の譲受けの対価の支払調書 6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書 7 利子等の支払調書 8 国外公社債等の利子等の支払調書 9 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 10 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書 11 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書 12 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書 13 配当等とみなす金額に関する支払調書 14 定期積金の給付補てん金等の支払調書 15 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書 16 生命保険契約等の一時金の支払調書 17 生命保険契約等の年金の支払調書 18 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書 19 損害保険契約等の年金の支払調書 20 保険等代理報酬の支払調書 21 無記名割引債の償還金の支払調書 22 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書 23 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書 24 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書 25 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書 26 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書 27 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書 28 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 29 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書 30 株式等の譲渡の対価等の支払調書 31 交付金銭等の支払調書 32 信託受益権の譲渡の対価の支払調書 33 公的年金等の源泉徴収票 34 信託の計算書 35 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 36 名義人受領の利子所得の調書 37 名義人受領の配当所得の調書 38 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書 39 譲渡性預金の譲渡等に関する調書 40 新株予約権の行使に関する調書 41 株式無償割当てに関する調書 42 先物取引に関する支払調書 43 金地金等の譲渡の対価の支払調書 44 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

②相続税法に規定するもの

45 生命保険金・共済金受取人別支払調書 46 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書 47 退職手当金等受給者別支払調書 48 信託に関する受益者別(委託者別)調書

③租税特別措置法に規定するもの

49 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書 50 特定新株予約権等・特定外国信託予約権の付与に関する調書 51 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書 52 特定口座年間取引報告書 53 非課税口座年間取引報告書 54 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書 55 特定振替国債等の償還金等の支払調書 56 教育資金管理契約の終了に関する調書

④国外送金等調書法に規定するもの

57 国外送金等調書 58 国外財産調書 59 国外証券移管等調書(平成27年1月1日から施行)

源泉徴収票新様式(A5)

別表第六(-)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所								
	氏名		(役職名)		個人番号				
種別	支払金額		給与所得控除後の給与等の金額		所得控除の合計額		源泉徴収税額		
	千円		千円		千円		千円		
控除対象配偶者 の有・無	控除対象配偶者の特別控除の額		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額
	千円		人		人		千円		千円
老人控除対象 配偶者	控除対象配偶者の氏名		控除対象配偶者の個人番号						
	氏名		個人番号						
控除対象 扶養親族	氏名		個人番号						
	氏名		個人番号						
	氏名		個人番号						
	氏名		個人番号						
	氏名		個人番号						
(摘要)									
支払者	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称		(電話)		個人番号又は法人番号				

家族等の
個人番号を
記載

(用紙 日本工業規格 A5)

【安全管理措置】(番号法12条)

☑ 基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取り扱いの確保についての基本方針を策定し、
従業者に周知徹底

☑ 取扱規程等の策定

事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取り扱いを定める規程を策定する
→源泉徴収事務フローなど

☑ 組織的安全管理措置

安全管理のための組織体制を整備する
→事務管理責任者の設置、役割・範囲の明確化、報告連絡体制など

☑ 人的安全管理措置

事務担当者の適切な監督、教育など

☑ 物理的安全管理措置

特定個人情報を管理する区域を明確にする
紙の場合→施錠できるキャビネットで管理など
電磁的記録の場合→**取扱機器の限定、記憶装置の分離など**

☑ 技術的安全管理措置

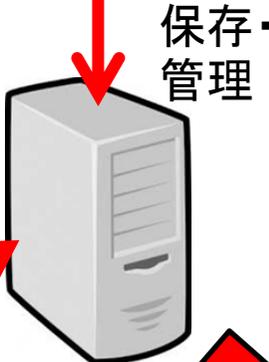
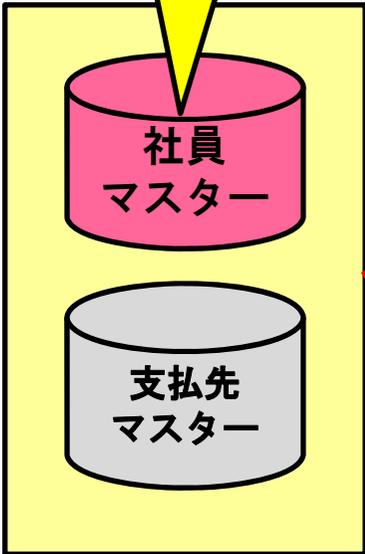
特定個人情報ファイルの範囲を限定するためのアクセス制御、情報漏えい等の防止措置
を講じる→**データの暗号化・パスワードによる保護、秘密分散技術(電子割符)の使用など**

【番号データの保管】

社員番号	氏名	現所属部署	所属部	所属課	役職	採用部署	採用年	採用月	採用日
65745	国税 太郎	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	マネージャー	本社	H10	4	1
65746	大手町 一郎	本社	営業統括部	業統括第二ユニ	マネージャー	本社	H10	4	1
65747	神田橋 花子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	ユニットリーダー	本社	H10	4	1
65748	丸の内 次郎	本社	営業統括部	業統括第二ユニ	ユニットリーダー	本社	H10	4	1
65749	竹橋 三郎	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65750	美土代 春子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65751	東京 夏男	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65752	秋葉原 冬彦	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65753	淡路 啓子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65754	小川 町子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65755	神田 錦長	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65756	神保 秋子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65757	お茶の水 博士	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65758	駿河 次郎	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65759	須田 蕎麦彦	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65760	九段 坂尾	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65761	半蔵門 明美	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1
65762	千鳥 桜子	本社	営業統括部	業統括第一ユニ	チーフ	本社	H10	4	1

社員情報又は
支払先情報
(個人情報)

特定個人情報
情報ファイル



社員番号	個人番号
65745	224589715987
65746	269874587456
65747	154789369954
65748	487458921140
65749	420056984512
65750	354874102510
65751	224589715987
65752	269874587456
65753	154792969954
65754	224589715987
65755	2696544587456
65756	135489369954
65757	224582503987
65758	158974587456
65759	153689369954
65760	229879715987
65761	269874587456
65762	154789369954

平成●●年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払先	(住所(仮称)) 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	個人番号	12345678901234
受ける者	(住所(仮称)) 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	個人番号	12345678901234
区	千代田区	支店	千代田支店
税理士登録	大	金額	356,000
控除	控除	金額	25,000
支払額		金額	
支払先	(住所(仮称)) 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	個人番号	12345678901234
受ける者	(住所(仮称)) 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	個人番号	12345678901234

安全管理措置

- データの暗号化
- パスワード管理
- 秘密分散技術(電子割符)などのデータ漏えいの防止措置

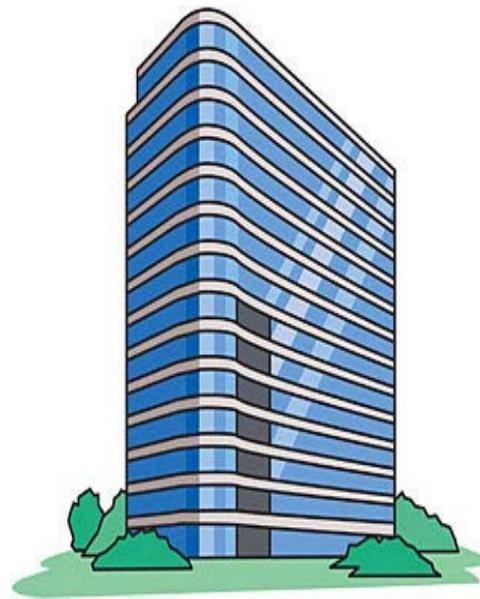
【個人番号事務等の委託】

特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルです。
(個人情報ファイルとは、個人情報保護法2条1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる情報により個人が特定できるものをいいます)

安全管理措置義務

安全管理措置義務

※個人番号情報が漏えいした場合の罰則規定は、双方に適用される



事務委託
アウトソーシング

システム等
運用管理委託

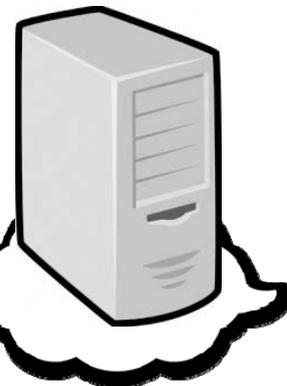
【委託先】

- ・人事給与事務
- ・経理・支払事務



【保存・保管先】

- ・クラウドサービス
- ・データの保管管理
事務委託



【罰則】

第67条

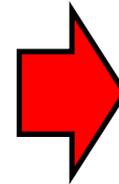
個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供



4年以下の懲役
若しくは200万円以下の罰金又は併科

第68条

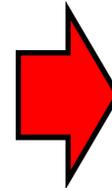
上記の者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用



3年以下の懲役
若しくは150万円以下の罰金は併科

第70条

情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用(情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者)



3年以下の懲役
若しくは150万円以下の罰金又は併科

第71条

職権を濫用し、特定個人情報記録された文書等を収集(国の機関等の職員)



2年以下の懲役
又は100万円以下の罰金